

---

# 「税務課用賦課替共有管理・ 納税通知書作成システム」の活用について

～相続人調査及び共有者全員通知を  
効率的に行うために～

鹿児島県霧島市税務課

主幹兼固定資産税グループ長 吉永 利行 氏  
主任主事 佐々木宏大 氏

---



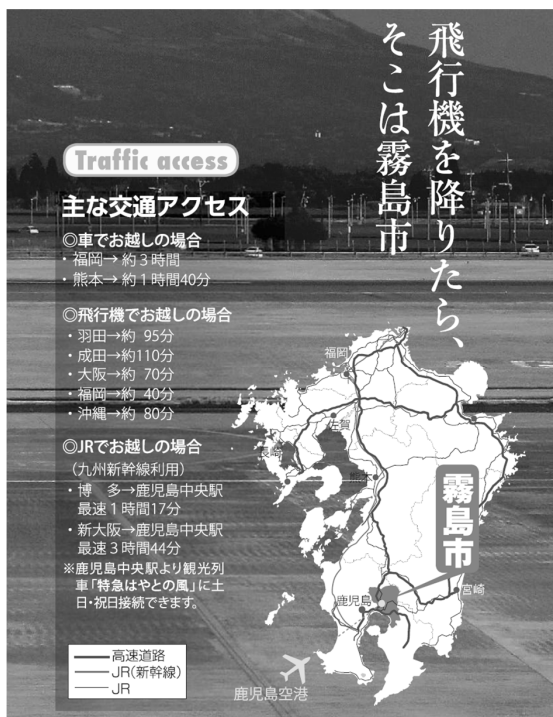
# 「税務課用賦課替共有管理・ 納税通知書作成システム」 の活用について

～相続人調査及び共有者全員通知を効率的に行うために～

鹿児島県霧島市 総務部税務課  
吉永 利行  
佐々木 宏大

## 1 霧島市の概要

平成17年 1市6町の合併により霧島市が誕生



飛行機を降りたら、  
そこは霧島市

**Traffic access**

**主な交通アクセス**

◎車でお越しの場合

- 福岡→約3時間
- 熊本→約1時間40分

◎飛行機でお越しの場合

- 羽田→約95分
- 成田→約110分
- 大阪→約70分
- 福岡→約40分
- 沖縄→約80分

◎JRでお越しの場合  
(九州新幹線利用)

- 博多→鹿児島中央駅  
最速1時間17分
- 新大阪→鹿児島中央駅  
最速3時間44分

※鹿児島中央駅より観光列車「特急はやとの風」に土日・祝日接続できます。

— 高速道路  
— JR(新幹線)  
— JR

鹿児島空港

### 鹿児島空港が立地

羽田からはLCC4社を含め1日約30便が運航している

### 統計情報

- 霧島市面積 : 603.18km<sup>2</sup>
- 霧島市人口 : 125,429人  
(R1.9.1現在)
- 納税義務者数 : 58,223人  
(H31.4.26現在、免税点以上)
- 市税収入額 : 163億8841万円
- 内固定+都計 : 081億0762万円

### 固定資産税担当職員(人数)

課長(1) グループ長(1) 土地(5)  
家屋(5) 償却資産(1) 相続(1)  
支所(10) 臨時職員(3) 計(27)

死亡者課税の現状と課題

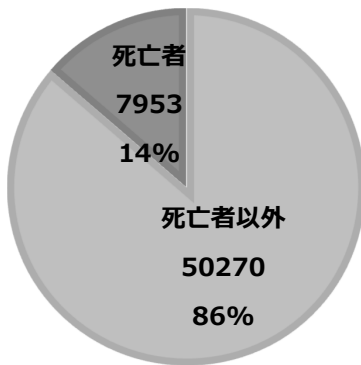
**[現状] 納税義務者のうち7人中1人が死亡者課税**

- ※H29年度（システム導入前）まで年間約200件のペースで増加
- ※滞納処分ができないため滞納税額も増加

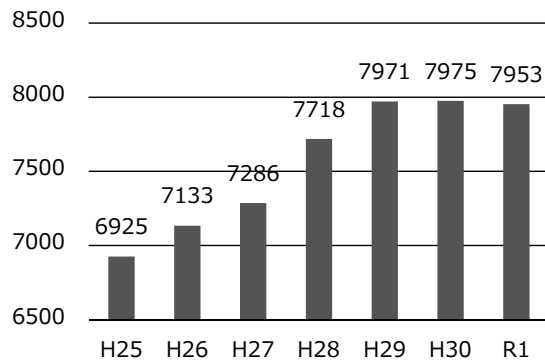
**[課題] 死亡者課税の賦課替え事務は手間がかかり煩雑である**

- ※戸籍収集作業、相続関係説明図の作成、相続人共有名義へ納税義務者を更正、納税通知書の作成、問合せ対応、調査資料の管理・保存など

納税義務者に占める死亡者課税件数



死亡者課税件数の年度別推移

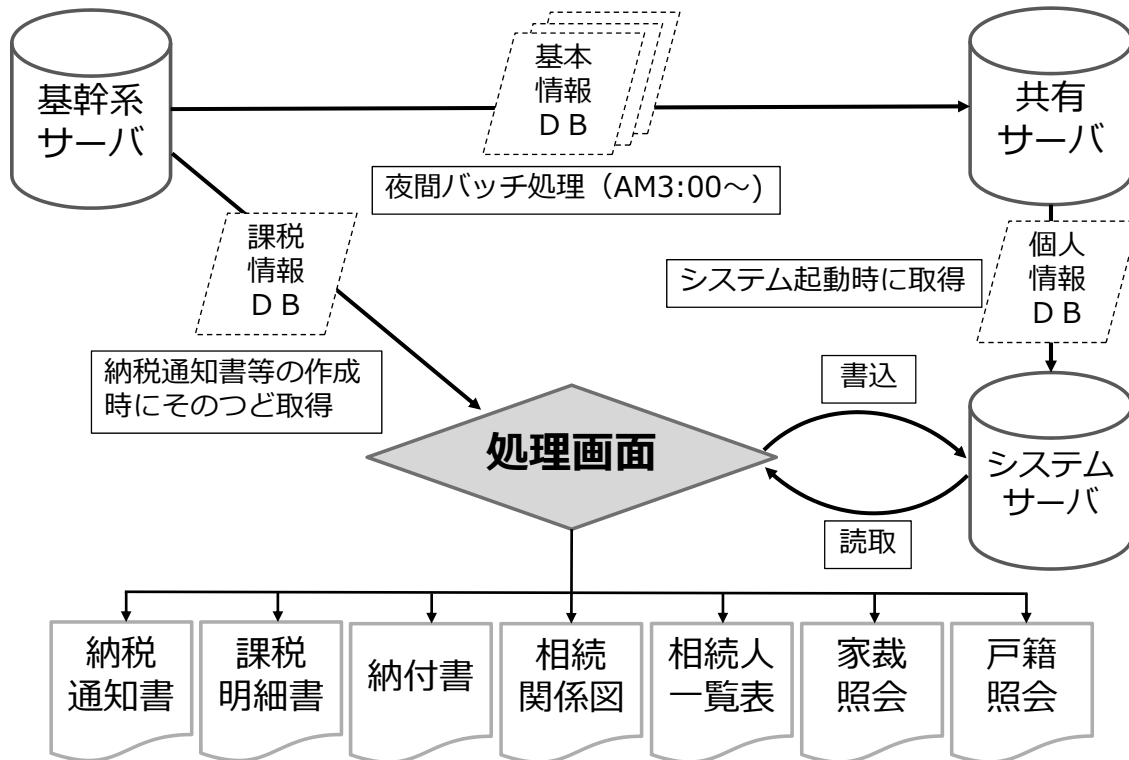


導入に至るまで

- ・平成21年度～ 相続人全員を調査して全員に納税通知する事務を開始  
 ※調査は収納課、課税は税務課が担当  
 ※納税通知書は手入力で作成。1件課税するために1日を要していた  
 ※一度「賦課替え」した事案については、翌年以降も全員に納税通知
- ・平成28年度 “手作り”納税通知書の作成枚数が400通を突破  
 ※平成27年度以降は納税通知書の発送が第1期に間に合わなくなっていた
- ・平成28年09月 税務課から情報政策課へ「業務改善依頼書」の提出
- ・平成29年11月 情報政策課から税務課へシステムが納品される



システムの構成



4 システムの特徴

① 相続人調査を要するものの全体像が把握できる

- ・ 死亡日、年税額、滞納額などで並び替え可能
- ・ 調査すべきものの優先順位が付けられるようになった

F02\_選択

賦課替対象者選択画面

区分毎件数	8,013件	調査区分	未調査	←戻る
その他件数	213件	カナ氏名		
合計	8,226件			

住民コード	住所	氏名	生年月日	死亡日	年税額	滞納額	滞納判定日	直近納付日	担当者名	選択
00100200	鹿児島県霧島市国分中央三丁目		S04	H29			滞納なし	納付なし		
00600142	鹿児島県霧島市隼人町神宮一丁目		T14	H21			滞納なし	納付なし		
00100074	鹿児島県霧島市国分名波町		S03	H30			滞納なし	納付なし		
00600168	鹿児島県霧島市隼人町内山田四丁目		S07	H21			滞納なし	納付なし		
00600221	鹿児島県霧島市隼人町姪城		S02	H30						
00100278	鹿児島県霧島市国分福島三丁目		T09	H25			滞納なし	納付なし		
00100200	鹿児島県霧島市国分市中央三丁目		T10	H01			滞納なし	納付なし		
00110431	鹿児島県霧島市国分郡田		S14	H29			滞納なし	納付なし		
00300018	鹿児島県霧島市横川町中ノ		T15	H31			滞納なし	納付なし		
00100109	鹿児島県霧島市国分中央六丁目		S05	R01			滞納なし	納付なし		
00100270	鹿児島県霧島市国分福島二丁目		T12	H31			滞納なし	納付なし		
00400118	鹿児島県霧島市牧園町高千穂		S29	H19			滞納なし	納付なし		
00100132	鹿児島県霧島市国分市中央一丁目		T08	H10			滞納なし	納付なし		
00100203	鹿児島県霧島市国分中央五丁目		S08	H26			滞納なし	納付なし		
00100250	鹿児島県霧島市国分市中央四丁目		S16	H13			滞納なし	納付なし		
00100108	鹿児島県霧島市国分中央四丁目		T02	H26						

## 4 システムの特徴



### ② 調査の過程を記録できる

- ・戸籍判読結果（本籍、住所、氏名、続柄、生年月日等）はシステムへ入力

F06\_選択

賦課替相続人一覧確認画面

00100209 [ ]  
〒899-4343 鹿児島県霧島市国分野口 [ ]

【相続関係図作成時の条件】  
 1) 三親等までしか対応していない（三親等でも祖父母はNG）  
 2) 被相続人の子ども並びに兄弟は5人まで表示することができる  
 3) 代襲相続人は1人の子どもにつき3人まで表示することができる  
 4) 上記以外のもの、被相続人の再婚や養子等イレギュラーなものには対応していない

裁判所照会 相続関係図 相続人リスト 持分計算 閉じる 登録

本籍	住所	氏名	続柄	持分	生年月日	死亡日	戸籍	修正	削除
鹿児島県霧島市国分野口西	鹿児島県霧島市国分野口西	[ ]	配偶者	4 / 8	[ ]	***	[ ]	[ ]	[ ]
鹿児島県霧島市国分野口西	鹿児島県霧島市国分野口西	[ ]	子	1 / 8	[ ]	***	[ ]	[ ]	[ ]
鹿児島県霧島市国分野口西	鹿児島県霧島市国分野口西	[ ]	子	1 / 8	[ ]	***	[ ]	[ ]	[ ]
鹿児島県霧島市福山町福山	鹿児島県霧島市福山町福山	[ ]	子	1 / 8	[ ]	***	[ ]	[ ]	[ ]
鹿児島県霧島市国分野口西	鹿児島県霧島市国分野口西	[ ]	子	1 / 8	[ ]	***	[ ]	[ ]	[ ]

被相続人 [ ] 相続関係説明図

←入力内容は相続関係説明図としても出力できる

6

## 4 システムの特徴



### ③ 納税通知書が出力できる

- ・基幹系システムの個人情報と課税情報を参照して、納税通知書を作成（共有構成員情報も参照して、相続人全員への納税通知が可能）
- ・年度当初の一斉印刷も「発行」ボタン1つで完了（400通“手作り”の時代が終わった！）

F10\_選択

2019年度を選択中です。

帳票発行対象者選択画面

通知日 2019年06月20日 OFF ON Expt ←戻る 発行

住民コード検索 [ ] カナ氏名検索 [ ]

業務選択 死亡者課税

住民コード	住所	氏名	確定年度	確定日	担当者	発行日	選択
00850540	鹿児島県霧島市牧園町上中津川 [ ]	[ ] 外 2 名	20182019	H30年10月04日	佐々木 宏太	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/>
00850541	愛知県名古屋市中区稲田東一丁目 [ ]	[ ]	20182019	H30年09月28日	佐々木 宏太	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/>
00850542	鹿児島県霧島市国分清水一丁目 [ ]	[ ] 外 5 名	20192019	H31年03月06日	佐々木 宏太	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/>
00850542	神奈川県川崎市川崎区中島1丁目 [ ]	[ ]	20182019	H30年10月12日	佐々木 宏太	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/>
00850547	鹿児島県霧島市隼人町神宮六丁目 [ ]	[ ]	20182019	H30年11月20日	佐々木 宏太	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/>
00850547	鹿児島県霧島市隼人町住吉 [ ]	[ ] 亡 相続財産	20182019	H30年11月22日	佐々木 宏太	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/>
00850549	大阪府大阪市都島区中野町二丁目 [ ]	[ ] 外 2 名	20182019	H30年12月11日	佐々木 宏太	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/>

※納税通知書の送付文例を巻末に掲載しています

7

#### 4 システムの特徴



##### ④ 調査基礎資料を保存できる

- ・紙ベースの資料はスキャンしてシステムへ登録（PDF, Word, Excel等対応）
- ・[展開する] ボタンで各自の端末から戸籍等の課税基礎資料が閲覧可能

F08\_選択

**相続関係帳票選択画面**

閉じる 登録

帳票区分	帳票名	選択	修正	削除
戸籍関係書類	戸籍謄本	展開する	✎	✕
裁判所関係書類	相続放棄申述照会結果	展開する	✎	✕
相続関係書類	相続割合計算表	展開する	✎	✕
相続関係書類	相続関係説明図	展開する	✎	✕

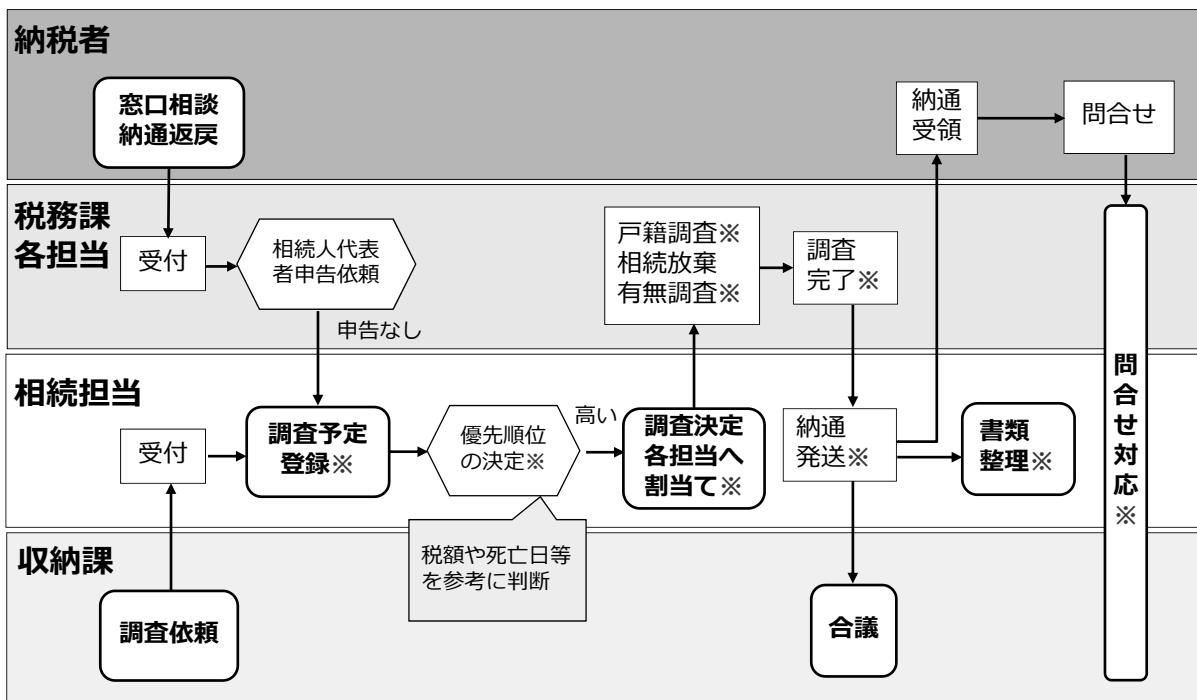
8

#### 4 システムの特徴



##### システムを用いた相続人調査事務の流れ

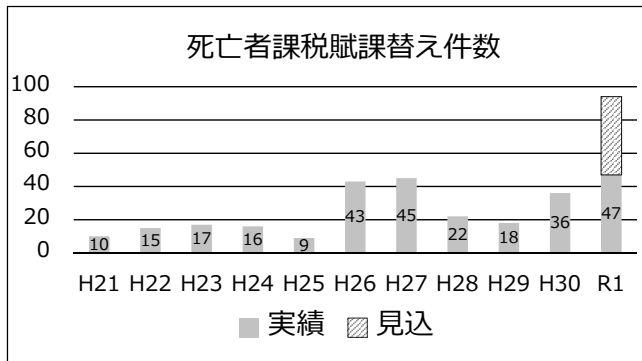
- ・※印の部分において本システムを活用している



9

システム導入の効果

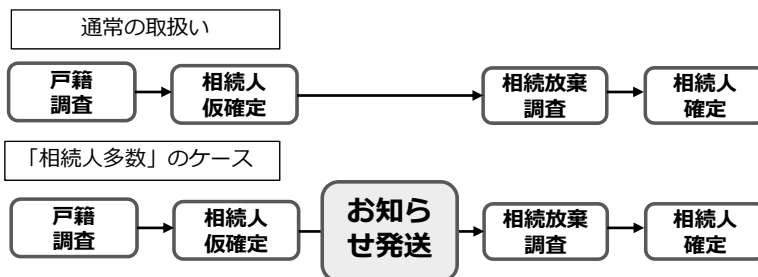
- ・ **納税通知書発行に要する時間の大幅短縮**  
 ※“手作業”によらないため、転記ミス等による課税誤りの防止にも寄与
- ・ **調査件数の増加**  
 ※調査の一連の流れをシステムが整理。調査のスピード感がアップ
- ・ **組織的な情報共有**  
 ※各担当の調査進捗状況を一元把握。納税通知後の問合せ対応にも活用



←本年度の賦課替え件数が9月の時点で47件となり、H27年度全体の件数(45件)を上回った

今後の展望

- ・ **徹底した相続人調査を軸として、死亡者課税の減を目指す**  
 ※何もしなければ死亡者課税はどんどん増える  
 ※死亡者課税による徴収困難事案をこれ以上新たに増やさないことが重要
- ・ **困難事案に対しても前向きに**  
 ※死亡者課税の賦課替え事務を進めれば、スムーズにはいかないケースにも多く直面（相続人多数、戸籍取得不能、納税通知後の相続放棄など）  
 ※これら一つ一つのケースにも、霧島市全体で知恵を絞りあい、時には先進自治体の皆様の知恵をお借りしながら、一件でも多くの死亡者課税を蘇らせることができるよう頑張っていきたい



←「相続人多数」事案に対しては大阪府寝屋川市の取組みを参考に「重要なお知らせ」を事前送付してから課税する方式に挑戦中（巻末に送付文例を記載しています）



ご清聴ありがとうございました

霧島市  
Kirishima city website



写真：霧島錦江湾国立公園（日本初の国立公園）



春	夏
秋	冬



## ●「重要なお知らせ」の送付例（全4頁）

令和元年 10 月 1 日

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島 蒼真 様

（亡 霧島 太郎 様相続人）

霧島市役所総務部税務課長

亡 霧島 太郎 様に係る固定資産の相続登記等について（重要なお知らせ）

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本市には亡 霧島 太郎 様が生前所有していた固定資産（土地や家屋）があり、貴殿はその法定相続人の一人であると考えられます。このため、速やかに他の相続人と協議を行い、固定資産の相続登記等を完了させていただきますようお願いいたします。

なお、この通知後3か月以内（事情により早める場合もあります。）に相続登記等の目途が立たない場合は、固定資産を相続人全員の共有財産として本市の課税台帳へ登載の上、固定資産税等納税通知書（過去5年度分）を発送しますのでお知らせします。

### 1 被相続人（亡くなった方）

氏 名 霧島 太郎

最終本籍 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

最終住所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

（最終住所地を管轄する家庭裁判所は「鹿児島家庭裁判所加治木支部」です。）

生年月日 大正 15 年 12 月 25 日

死 亡 日 平成 17 年 11 月 7 日

### 2 被相続人（亡くなった方）が生前所有していた固定資産について

別紙「霧島市固定資産税・都市計画税課税台帳兼名寄帳」をご確認ください。

### 3 貴殿とのご関係

貴殿から見て、亡 霧島 太郎 様は、母のおじに当たると考えられます。なお、貴殿との関係性については地方税法の定めにより戸籍を調査しました。

### 4 他の相続人の人数

本市で調査したところ、貴殿のほかにも亡 霧島 太郎 様の相続人と考えられる方は、合計9名います。

※注※ 相続人には、直接の相続人のほかに、相続人であった者が亡くなって更にこれを相続した方も含まれません。

### 5 他の相続人の氏名や連絡先

他の相続人の氏名や連絡先については、霧島市個人情報保護条例等により、本人の許可なく無断ではお知らせできないこととされています。

もし、今後の協議のため、貴殿の氏名や連絡先を他の相続人へ知らせても構わない場合は、別紙「個人情報提供承認届」をご返送ください。

※注※ 本市では、遺産分割協議等を円滑に進めていただくため、「個人情報提供承認届」を提出いただいた方の氏名や連絡先を、他の相続人へ仲介し、お知らせしております。協議の内容自体には、本市は一切関与できませんので、あらかじめご了承ください。

### 6 相続放棄について

家庭裁判所へ相続放棄を既に申述されている方は、大変お手数ですが、家庭裁判所からの「相続放棄申述受理通知書」のコピー又は「相続放棄申述受理証明書」をご提出ください。なお、地方税法により、各年の1月1日（賦課期日といえます。）までに相続放棄が完了していない場合には、相続放棄した年以前の分の納税通知書を発送する場合があります。

※注※ この通知を受け取って初めて固定資産（税）のことを知った方の中には、相続放棄のお手続きを検討される方もいるかと思えます。相続放棄の申述をされると、亡くなった方（被相続人）の預貯金や他の市区町村にある不動産も含めた全ての権利を放棄することとなりますので、相続放棄については貴殿の責任において慎重にご判断ください。

### 7 固定資産税等の税額

相続人へお送りする固定資産税等（過去5年度分）の税額は、125,000円を予定しています。

※注※ 固定資産税等とは、固定資産税と都市計画税をいいます。

※注※ 納税通知書が送達されたときは、相続人全員が連帯して、標記税額の全額を納税する義務を負います。

なお、税額については納税通知書作成時点までに変更される場合があります。

令和 年 月 日

#### 8 本件手続きに関する関係機関のご案内

##### ●戸籍の取得

→本籍地のある市区町村の戸籍担当部門（霧島市であれば市民課へお繋ぎします。）

##### ●法律相談・法的支援

→日本司法支援センター（法テラス） TEL 0570-078374（ナビダイヤル）

[ホームページ]

<https://www.houterasu.or.jp/index.html>

##### ●土地・家屋の相続登記

→鹿児島地方方法務局霧島支局 TEL 0995-45-0064

[ホームページ]

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kagoshima/index.html>

##### ●未登記の家屋の相続

→霧島市役所税務課固定資産税グループ TEL 0995-45-5111（内線 1381～1386）

※被相続人（亡くなった方）の課税対象物件に登記されていない家屋が含まれる場合は、本書類に合わせて「未登記家屋所有者変更届」をお送りします。相続人間でお話し合いの上、本市までご提出ください。

##### ●相続放棄

→被相続人（亡くなった方）の最終住所地を管轄する家庭裁判所

[管轄の検索]

<http://www.courts.go.jp/saiban/kankatu/index.html>

※亡 霧島 太郎 様については「鹿児島家庭裁判所加治木支部」が管轄となります。

本文書に関するお問い合わせ先

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号  
霧島市役所総務部税務課 固定資産税グループ  
担当 ○○○○  
電話：0995-45-5111（内線 1381～1386）  
メール：zeimu@city-kirishima.jp

霧島市長 殿

住 所

氏 名

㊟

（電話番号 - - ）

#### 個人情報提供承認届

私は、亡 霧島 太郎 が生前所有していた固定資産に関する今後の協議のため、霧島市が私に関する下記の個人情報を、他の相続人へ知らせることを承認します。

記

- |   |                       |       |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 氏 名（必須）               | _____ |
| 2 | 住 所（任意）               | _____ |
| 3 | 電話番号（任意）              | _____ |
| 4 | 亡くなった方との関係（任意）        | _____ |
| 5 | その他（FAX、電子メール等）（任意）   | _____ |
| 6 | 知らせてもよい相続人の範囲（どちらかに○） |       |

全 員 ・ 一 部

※一部に○をした場合は、その相続人の氏名（わかる範囲で）を以下にお書きください。

[ \_\_\_\_\_ ]

以上

霧島市役所税務課では、遺産分割協議等を円滑に進めていただくため、本文書を提出いただいた方の氏名等（枠囲みの部分に記載された内容に限る。）を、他の相続人へ仲介し、お知らせしております。

協議の内容自体には、本市は一切関与できませんので、あらかじめご了承ください。

#### ※個人情報保護条例に基づく説明事項

- ・本市は、あなたの個人情報を市税の賦課徴収に関する業務に用います。（第6条関係）
- ・本市は、上記に記載された事項を除き、あなたの個人情報を第三者へ提供しません。（第11条関係）

●納税通知書の送付文例（全4頁・システムから印刷）

（1 頁目）

899-4304

鹿児島県霧島市国分清水一丁目

外5名 様

バーコード表示

共通整理番号	00850542
個別整理番号	00100034

**令和元年度 鹿児島県霧島市 固定資産税・都市計画税納税通知書**

期別税額等は以下のとおりです。各納期限までに納付してください。

期別	納期限日	期別税額	期別収納額	納付いただく額
第1期	令和元年05月31日	円	円	円
第2期	令和元年07月31日	円	円	円
第3期	令和02年01月06日	円	円	円
第4期	令和02年03月02日	円	円	円
各合計		円	円	円

※上記の場合、相続人は6名で、6名全員に納税通知する。相続人ごとに住所と氏名を変えて印字することができる。

（2 頁目）

**令和元年度 鹿児島県霧島市 固定資産税・都市計画税課税明細書**

整理№	00850542 / 00100034		納税義務者氏名 外5名				
区分	所在地番	登記地目 又は構造	登記地積(m <sup>2</sup> ) 又は床面積(m <sup>2</sup> )	評価額(円)	固定資産税前年度 課税標準額(円)	固定資産税 課税標準額(円)	固定資産税 相当税額(円)
	登記名義人	課税地目 又は種類	課税地積(m <sup>2</sup> ) 又は建築年	軽減税額(円)	都市計画税前年度 課税標準額(円)	都市計画税 課税標準額(円)	都市計画税 相当税額(円)
土地	国分清水一丁目	田					
		田					
土地	国分清水一丁目	田					
		田					
土地	国分清水一丁目	宅地					
		宅地					
家屋	国分清水一丁目	木造					
		居宅	年				

※「登記名義人」は納税通知書の必要記載事項ではないが、課税明細書に「登記名義人」欄を表示することにより、相続登記未了であることをお知らせする。

(3 頁目)

○ 課税の根拠

固定資産税は地方税法第342条、第343条並びに霧島市税条例第54条の規定により、また、都市計画税は地方税法第702条、霧島市都市計画税条例第2条並びに霧島市都市計画税の特例措置に関する条例第2条の規定により課税されます。なお、課税標準額及び税額の更正（決定）については上記条文に加え、地方税法第17条の5第5項、若しくは第6項の規定に基づき更正（決定）されます。

※課税の根拠、税率、納期限までに税金をおさめなかった場合の措置、不服がある場合及び納付の場所について記載する。

(4 頁目)

令和元年6月20日

様

霧島市総務部 税務課長

固定資産税等に係る納税通知書の送付について（お知らせ）

平素より、本市の税務行政につきましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、課税明細書の「登記名義人」に記載されている方のうち、故人のご名義となっている土地や家屋等（固定資産）につきましては、相続の移転登記等がなされるまでは相続人皆様の共有財産として取り扱うこととなります。

この場合、税務課といたしましては、戸籍確認ができる相続人に固定資産税等の納税通知書を送付しなければならないため、今回貴殿に納税通知書を送付させて頂きました。

なお、納税につきましては、相続権を持つ皆様でお話し合いをしていただき、納期限内に納付いただきますようお願い申し上げます。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

※納税通知書、課税明細書とともに上記お知らせ文も全員に同封する。宛名の部分は、相続人ごとに氏名を変えて印字する。

(納付書)

07 福岡		払込取扱票 公		払込料金 加入者負担	
口座記号番号		金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
01705		960375		12300	
加入者名		備考		金額	
霧島市				千 百 十 万 千 百 十 円	
固定資産税郵便振替納付書				12300	
ご依頼		納期限		備考	
調定 賦課 科目名 期別 納期限日		納付額		納期限	
2019 2019 固定資産税 第3期 R2.1.6		12300		備考	
額/賦課 年度 年度 延滞金		母屋手数料		備考	
科目/期別 (郵便番号)		合計額		備考	
12300		12300		備考	
人		日		備考	
様		附		備考	
裏面の注意事項をお読みください(ゆうちょ銀行(承認番号 福第10842号))		印		備考	
これより下部には何も記入しないでください。				備考	

振替払込請求書兼受領証 公	
口座記号番号	加入者負担
01705	
960375	
加入者名	金額
霧島市	千 百 十 万 千 百 十 円
	12300
ご依頼	備考
額	備考
科目	備考
通知書番号	備考
備考	備考
備考	備考
備考	備考

この受領証は、大切に保管してください。

※相続人ごとに住所と氏名を変えて印字することができる。